

事 務 連 絡  
平成 28 年 4 月 28 日

本局各関係課長  
各 事 務 所 長  
各 管 理 所 長 殿

技 術 管 理 課 長

部分払における出来高取扱方法（案）の改定について

標記について、大臣官房技術調査課工事監視官から別紙のとおり通知があったので、通知する。

（担当 技術管理課 検査係）

事 務 連 絡  
平成 28 年 3 月 28 日

各地方整備局 企画部 技術管理課長 殿  
北海道開発局 事業振興部 技術管理課長補佐 殿  
沖縄総合事務局 開発建設部 技術管理課長 殿

国土交通省大臣官房技術調査課  
工事監視官

部分払における出来高取扱方法（案）の改定について

標記について、「部分払における出来高取扱方法（平成 18 年 4 月 3 日付け事務連絡）」を別添のとおり改定したので通知する。本通知は、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

## 部分払における出来高取扱方法(案)

### I 概要

この「部分払における出来高取扱方法(案)」(以下「本方法案」という)は、国土交通省が施行する工事における既済部分検査、部分払にあたり、出来高の取扱についての参考となるよう、関連する要領、他団体等の基準、試行工事フォローアップ・アンケート結果等を踏まえ、まとめたものである。

構成としては、「方法案」(細枠二重線)、「参考要領等」(細枠実線)、「アンケートに記載された実例」(細枠破線)の順での記載を標準としている。

### II 出来高の対象範囲

出来高の対象範囲については、次のとおり規定されている。

〔参-1 設計変更に伴う契約変更の取扱いについて〕

部分払は、既済部分検査の時期における内訳書により出来高を確認し、請負代金額を限度として行うものとする。(以下略)

即ち、部分払は、対象とする出来高に応じて算定した部分払金額と既に支払った前払金の合計額が請負代金額(契約額)の9/10を限度として行うことができる。

### III 出来高の取扱方法

#### 1 工事量、単価に変更が予定される場合

工事量、単価に変更が予定される場合の取扱については、次のとおり規定されている。

〔参-1 設計変更に伴う契約変更の取扱いについて〕

(前略) 工事量の変更が予定されるものは当該変更工事量を対象とし、単価又は一式工事費に変更が予定されるもののうち変更増となるものは元の単価又は一式工事費によりそれぞれ出来高を確認するものとし、変更減となることが予定されるもの及び新工種に係るものは出来高の対象としないものとする。

変更減となることが予定されるもの及び新工種に係るものを出来高の対象とするには、既済部分検査に先立ち契約変更を行う必要がある。

なお、変更対象を出来高の対象とする部分に限定して契約変更を行うなど、部分払を実施しやすくするための方策を積極的に実施すべきである。

〔試行工事で行われた事例〕

(工事量の変更が予定される場合)

- ・ 出来形確認が出来たところまでを部分払の対象とした。

(工事量・単価の変更が予定される場合)

- ・ 当初契約の単価、数量で部分払を行った。

## 2 施工の途中段階で出来高に計上する場合

施工の途中段階での取扱については、次のように取扱うことが考えられる。

施工の途中段階では、出来高を、実際の出来形部分を超過しない範囲の概算数量で算出する工夫が考えられる。

なお、ここでいう「概算数量で算出する」とは、数量の算定等が容易となるよう、適宜、出来高を施工済部分より少なく計上するとの意であり、出来高の計算を概算するという事ではない。

どの部分でも、施工完了後に全体を出来高計上することから、施工の途中段階においては、請負者が施工済の部分全てを部分払請求しなくとも問題とはならない。

即ち、部分払対象として出来高計上する範囲は、実際の出来高（履行報告の出来高）を下回っていても良い。

例えば、多くの交差点拡幅があり平面形状が複雑な舗装工事において、施工の途中段階では施工済部分のうち拡幅を除く部分のみを出来高計上する等の工夫が考えられる。

また、構造物など、複数の工種で構成される部分の施工の途中段階においては、コンクリート、型枠、鉄筋など出来高確認が容易なもののみを出来高とするなどの工夫が考えられる。

さらに、工事全体についても、施工の途中段階においては、出来高が大きい部分や出来高確認が容易な部分のみを出来高として確認するなどにより省力化を図ることが考えられる。

ICT 活用工事における出来高算出方法うち、ICT を活用して簡易土量を把握している場合は、そのデータを活用して得られた算出数量に9割を乗じた数量を、施工履歴を用いた出来高数量とすることができる。対象となるICTは、以下のとおりとする。

- 1) 「施工履歴データによる土工の出来高算出要領」に従い出来高を算出した場合
- 2) 「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領」に従い、概略数量を算出した場合
- 3) 「レーザスキャナを用いた出来形管理要領」に従い、概略数量を算出した場合

〔参-5 日本道路公団 土木工事及び維持修繕管理要領〕

出来高は、実際の出来形部分を超過しない範囲の概算数量で算出させることができる。特に土工、舗装、コンクリート工等のごとく継続して施工しているものについては、施工箇所ごとに平均断面図を作成して、これに延長を乗じて概算の出来形部分で作成させてもよい。

〔参-6 日本道路公団 土木工事共通仕様書、参-7 本州四国連絡橋公団 土木工事共通仕様書〕

乙は、監督員の承諾を得て出来高を実際の工事の出来形部分を超過しない範囲の概算数量で算出することができる。特に、土工、舗装及びコンクリート工等継続して施工しているものについては、施工箇所ごとに平均断面図を作成して、これに延長を乗じる等概算の出来形部分で算出できるものとする。

【試行工事で行われた事例】

- ・ 延長、面積等出来高確認ができるものを計上した。
- ・ 区切りの良い工種完了毎に計上した（コンクリート・型枠組立・脱型・足場組立）。

## 3 仮設工等の一式計上されている場合

仮設工等の一式計上されている場合については、次のように取扱うことが考えられる。

- ・ 共通仮設費は、直接工事費率で計上する。
- ・ 任意仮設工は、当該仮設工に係る直接工事の出来高率で積算する。
- ・ 指定仮設工は、当該仮設工に係る直接工事の出来高率で積算する。ただし、設置撤去費、損料が明確に分離していて別々に積算可能なものについては、別々に計上することもできる。

仮設工等は、直接工事に合わせて施工されることから、一式計上であっても工事の途中段階で出来高確認すべきである。下に示す、各地整へのアンケート結果及び試行工事での取扱事例を参考に、より積極的に部分払を行えるよう考えると、直接出来高確認するのが困難なものについては、仮設工等の目的から、関係する直接工事の出来高率により積算するのが適当と考えられる。

なお、率計上する場合は整数止めとし、四捨五入しないよう扱われていることが多い。

◆ 各地整へのアンケート結果

取扱方法	任意仮設		指定仮設	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)
目的構造物に比例して計上	6	60	2	20
業者の出来高報告書で計上	3	30	6	60
特に規定せず	1	10	2	20

◆ 試行工事での事例（40件）

取扱方法	件数	比率(%)
直接工事比率で計上	9	23
内訳書を作成し計上	4	10
完成後に計上	8	20
対象外とした	12	30
その他	7	18

〔参-3 北陸地方整備局 検査の手引き〕

共通仮設費は、契約済の工事費内訳明細書（以下「内訳書」という）の額に内訳書の直接工事費の額と今回出来高の直接工事費の額との比率を乗じて得た額とする。ただし、その比率は、100%をこえるときは、100%とする。

〔参-4 中国地方整備局 平成13年度試行工費用実施要領〕

- ・ 一式計上されている工種の取扱い  
官積算により計上する。共通仮設等は直接工事費率で積算する。
- ・ 任意仮設の取扱い  
全体に対する出来形分を率計上する。

〔九州運用〕

一式契約で数量及び一式が混在する明細書の取扱いについて、名称欄の主たる工種の出来高比率で計上することができるものとする。但し、主たる工種がコンクリートで型枠等の仮設を行う場合は、出来高比率より10%減ずるものとする。

締切矢板及び土留工等（現場内の小規模な仮橋を含む）

- ・ 打込み又は設置完了時点・・・40%
- ・ 設置期間の2分の1未満経過・・・50%
- ・ 設置期間の2分の1以上経過・・・60%

注) JHと本四では、共通仮設費という項目は各単価項目に含まれている。

【参考：既済部分検査における仮設構造物の認定方法について（アンケート）】

【任意仮設の場合】

（関係する直接工事の出来高率で計上）

- ・ 任意仮設の場合、設計図書に数量も明記されておらず、官側の想定した仮設と受注者が施工したものが一致しないことから本体構造物の中に組み込まれている（率）ならば、本体構造物の出来高が支払えると思う。
- ・ 任意仮設構造物の出来高数量の認定は、目的構造物に比例して出来高率を計上することが基本。但し、目的物に対する仮設物ということがはっきりと発注者として認定・証明出来ない場合（仮設工が複雑な場合：施工途中の工事用道路・仮橋などの任意仮設）及び数量算出自体が発注者としてはっきりと認定・証明出来ない場合は調停しない。また、「仮設構造物を先行して工事しても、直工部分の出来高があがっていないと出来高として認められないのでは？」については異例なしで、任意の仮設構造物が認められることは無い。
- ・ 共通仮設費等は原則として、本工事費の出来高比率により算定する。
- ・ 足場工、支保工、山留については積算上の数量に基づき目的構造物に比例して数量を計上。

（一式費用を設置費、損料、撤去費に分配し、在場期間に応じ計上）

- ・ 工事用道路、仮橋については設置完了の時点で発注者側が想定している規模の設置費用、撤去完了の時点で設置費用+損料+撤去費用が計上できる。

（その他）

- ・ ダム工事については、資料は無いが本体着手までの仮設が長期にわたると考えられる工事については別途考慮する必要がある。
- ・ 仮設を計上しないと国債義務額に達しないときなどは、損料計上も認める場合がある。

【指定仮設の場合】

（関係する直接工事の出来高率で計上）

- ・ 指定仮設費等で特に出来高に大きく影響する場合は当該仮設にかかる工種の進捗比率に応じて計上出来る。

（一式費用を設置費、損料、撤去費に分配し、在場期間に応じ計上）

- ・ 指定仮設であれば、仮設が完了した時点で出来高として認められると思われる。しかし、部分払の場合、契約上、現場に材料があれば、それも出来高として見込んでもいいという条項から（第37条1項）、仮設が施工途中の場合は、その仮設材の損料又は賃料をみれるのではないかと思う。
- ・ 仮設の損料を計上しないと、国債の義務額に達しないときなどは損料も認める場合がある

（その他）

- ・ 統一的な指導事項はなく具体についてはケースバイケースであるが指定仮設構造物（＝目的物）と理解すれば、業者の出来高報告書を基に、計上できる。足場工、支保工についてはそのものが目的物となる場合はまれなケースと思われる。
- ・ 原則、請負者の出来高報告書を基に計上する。詳細は内規で指導。
- ・ 指定仮設構造物については、そのもの自体が目的構造物であるため、業者の出来高報告書を基に、数量認定を行っている。（指定仮設等で数量の明らかなものは、直接工事の算出に習って調停するものとする。）

**【試行工事で行われた事例】**

**(関係する直接工事の出来高率で計上)**

- ・ 仮設工以外の直接工事費計の出来高の率分で部分払の対象とした。

**(一式費用を設置費、損料、撤去費に分配し、在場期間に応じ計上)**

- ・ 鋼矢板施工時60%、引き抜き時40%で計上した。水替えは実施予定日数比率で算定した。
- ・ 設置、撤去の場合、1/2を計上した。または、最初と最後に1/2ずつで計上した。

#### 4 品質確認までに時間を要する場合

コンクリートに関する取扱については、次のように規定されている。

〔参-2 公共工事の代価の中間前金及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について〕

検査実施時点において、コンクリートの品質確認のため、4週強度検査結果の確認が通常必要と考えられる場合において、検査時点で4週強度検査結果がでていないときは、1週強度検査結果から4週強度試験結果を推定して検査を行うことができるものとする。

コンクリート以外についても、上記同様に、検査実施時点において品質確認のため施工後所定時間経過後の試験結果の確認が通常必要と考えられる場合において、検査時点で施工後所定時間経過後の試験結果がでていないときは、検査時点で確認できる試験結果等から施工後所定時間経過後の試験結果を推定した資料等により検査を行うことが考えられる。

なお、所定時間経過後の品質を推定した資料によって検査を行った場合は、次回検査時に正規規定値を満たしているかどうか確認するよう、メモ等にその旨記録し確実に申し送るべきである。

【試行工事で行われた事例】

- ・ コンクリート $\sigma_7$ で $\sigma_{28}$ を推定した。

#### 5 現契約にない工種が発生した場合

現契約にない工種が発生した場合の設計変更前の取扱については、次のとおり、「1 工事量、単価に変更が予定される場合」に準じた扱いとすることが考えられる。

- 1) 既契約の工種と類似の工種が発生した場合
  - ・ 既契約の工種より高価なものについては、甲乙協議の上、既契約の工種の単価又は一式工事費により出来高を確認する。
  - ・ 既契約の工種より安価なものについては、出来高の対象としない。
- 2) 既契約の工種と類似以外の工種が発生した場合
  - ・ 出来高の対象としない。

ここでいう「類似」については、発生した工種のうち主たる部分の構造、工法、断面、材料、規格等のいずれもが既契約の工種の積算内容と全く同一な場合とすることが考えられる。

上記1)、2)の事例としては、次のようなものがある。

1)の事例（出来高の対象とするもの）

- ・ 中詰が土砂の法枠工が契約済の工事において、追加で中詰が碎石の法枠工が発生した場合

2)の事例（出来高の対象としないもの）

- ・ 既契約の基礎工にPHC杭しかない工事において、場所打杭 $\phi 1.2\text{m}$ が発生した場合

因みに、「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（参-1）でいう「新工種」は、全て2)に該当する。

〔参-8 本州四国連絡橋公団 土木工事における工事変更等取扱要領〕

第6章 部分払

第3章「工事変更」及び第4章「新単価及び変更単価の設定」の手続に基づき施工したものについては、変更契約を締結しなくても出来形部分について部分払を行うことができる。この場合において、各単価項目の出来形数量が既契約の数量を超える単価項目があっても部分払を行うことができるが、出来高総額が請負代金額を越える支払をしてはならない。

## 6 材料等の取扱

材料等の取扱については、次のとおり規定されている。

〔工事請負契約書 第37条第1項〕

乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工事中〇回を越えることができない。

〔参考 工事請負契約書第37条第2項〕

乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料又は製造工場等にある工場製品の確認を甲に請求しなければならない。

## 7 工場製作の取扱

鋼構造物の工場製作においては、次のとおり出来高確認する方法が考えられる。

- ・ 予め甲乙協議により、複数の完了確認が容易な各製作段階における出来高換算率を設定しておく、これに基づき出来高に計上する。
- ・ 部分払間隔があく場合は、仮組立完了または工場製作完了段階において、出来高を計上する。

鋼構造物の工場製作には長時間を要するが、従来は仮組立完了まで出来高計上しないこととしており、製作途中段階での部分払を行わなかった。

これについて、請負者の請求に応じ上記のとおり実施することとすれば、甲乙双方の出来高算定作業を効率的に実施することができると考えられる。併せて、これに係る既済部分検査については、机上で各部材が特定できる写真により必要な確認を行うよう工夫することが望まれる。

〔参考：本四 鋼構造物製作工事における出来形及び残工事量の取扱いについて（改訂）〕

### (1) 出来形の確認方法

土木工事共通仕様書に規定された鋼構造物の製作を次の3段階に区分し、それぞれの進ちょく状況は既済部分検査として製作工場において確認し、出来形を検測できるものとする。

- 部材切断完了まで（部材切断検査） →材料支給の場合（20%）、材料自給の場合（40%）
- 部材組立完了まで（部材検査） →85～90%
- 仮組立完了まで（仮組立検査） →100%

### (2) 出来形の換算方法及び請負者への通知方法

3段階に分けて出来形を換算し検測する旨特記仕様書に明記するものとし、その換算係数については、契約後に甲乙協議して定めるものとする。

### (3) 部材切断検査及び部材検査の取扱い

- 部材切断完了とは、材料の矯正等を経て所定の寸法に切断された状態をいい、孔明あるいは加工等の直前の状態にあるものとする。
- 部材組立完了とは、部材切断作業以降の孔明、整孔、鍛冶、削成、組立、溶接の各工程を部材（メンバー）毎に完了したことをいい、個々の部材をまとめて大ブロックを仮組立する直前にある状態にあるものとする。
- 主桁、縦桁、横桁、アーチリブ等比較的部材の大きなものの確認は容易であるが、ガセット、ブラケット、対傾構、横構等部材が小さく、同種のものが多いものは確認が困難であるので、部材切断検査及び部材検査は確認が容易にできるものに限定して行うものとする。

## 8 マイルストーン方式

事前に甲乙協議により、工事目的物（工種・種別）毎に、複数の区切りの良い指標（マイルストーン）及びそれらに対応する出来高を設定しておき、指標達成を確認することにより出来高確認する方法（マイルストーン方式）の応用が考えられる。

例えば、コンクリート打設期間の長い橋脚において、フーチング、脚柱、受梁部等の完了をマイルストーンとし、各々に対応する出来高率を定めておき、部分払に際し、脚柱施工中であれば、フーチング完了に対応する出来高率を計上する。

これにより、出来高確認のための詳細な検測が不要となり、出来高確認の簡素化が図られる。

### ■参考（マイルストーン方式による出来高算定について）

#### ◆ 橋脚躯体工の出来高の計算例

種別	細別	規格	単位	単価	全 体		フーチング完了		脚柱完了	
					数量	金額	数量	金額	数量	金額
橋脚躯体工	基礎材	RC40	m <sup>2</sup>	1,100	90	99,000	90	99,000	90	99,000
	均しコンクリート	δ=18	m <sup>2</sup>	2,800	90	252,000	90	252,000	90	252,000
	コンクリート	δ=30	m <sup>3</sup>	13,600	300	4,080,000	0	0	200	2,720,000
		δ=24	m <sup>3</sup>	12,700	180	2,286,000	180	2,286,000	180	2,286,000
	鉄筋	D16～D25	t	101,000	50	5,050,000	15	1,515,000	30	3,030,000
		D29～D32	t	102,000	20	2,040,000	5	510,000	15	1,530,000
	型枠		m <sup>2</sup>	5,600	400	2,240,000	150	840,000	300	1,680,000
	支保		空m <sup>3</sup>	2,700	200	540,000	0	0	200	540,000
足場		掛m <sup>2</sup>	2,800	150	420,000	0	0	150	420,000	
計						17,007,000		5,502,000		12,557,000
全体に対する率								0.324		0.738

※ この場合、出来高算定の簡素化を念頭に、過払いとならないよう、出来高率をフーチング完了：30%、脚柱完了：70%、橋脚躯体完了：100%とするのが良い。

#### ◆ マイルストーン設定の手続き

- ・ 手続きの流れについては、別添図参照
- ・ 請負者がマイルストーン及び対応する出来高について、提案
- ・ 甲乙協議により、マイルストーン及び対応する出来高率を決定

#### ◆ マイルストーンの設定例

- 構造・施工上の区切りで確認が容易なもの：各区切りまで完了をマイルストーンに設定（例）

- ・ ブロックに分割して施工するもの（函渠、擁壁等）：各施工ブロック完了
- ・ 橋脚工：フーチング完了、脚柱○m完了、脚柱完了、受梁部完了
- ・ 橋梁上部工：径間架設完了
- ・ 舗装工：上層路盤まで完了、基層まで完了、等

- 上記以外のもの

- ・ 数量検測が容易なもの：検測単位で10刻み、100刻み等、切りの良い数量完了
- ・ 数量検測が容易でない、又は、できないもの：全体完了をマイルストーンに設定

#### ◆ マイルストーンに対応する出来高率の算定例

別表、算定一覧表のように、マイルストーン設定の対象範囲としては、上記例の橋脚躯体工のみとせず、杭基礎工、作業土工を含めることも考えられる。

なお、請負者から提案されるマイルストーンに対応する出来高率については、官積算に基づき過払いにならないことを確認し、請負者と調整を図る。

#### ◆ 工事変更への対応

工事変更については、「1 工事量、単価に変更が予定される場合」及び「現契約にない工種が発生した場合」に準拠する。

なお、簡素化を念頭に、過払いにならないことを確認の上、請負者の同意を得て、変更を最終変更まで保留することが考えられる。

【別 表】

マイルストーン方式による出来高算定一覧表（例）

工種・種別・細別	規 格	単 位	単 価	数 量	金 額	構 成 比	マイルストーン及び 対応する出来高率	第 1 回部分払			第 2 回部分払			……	
								実 施 状 況	出 来 高 算 定	構 成 比 に 応 じ た 出 来 高	実 施 状 況	出 来 高 算 定	構 成 比 に 応 じ た 出 来 高		
															……
															……
															……
															……
計															……

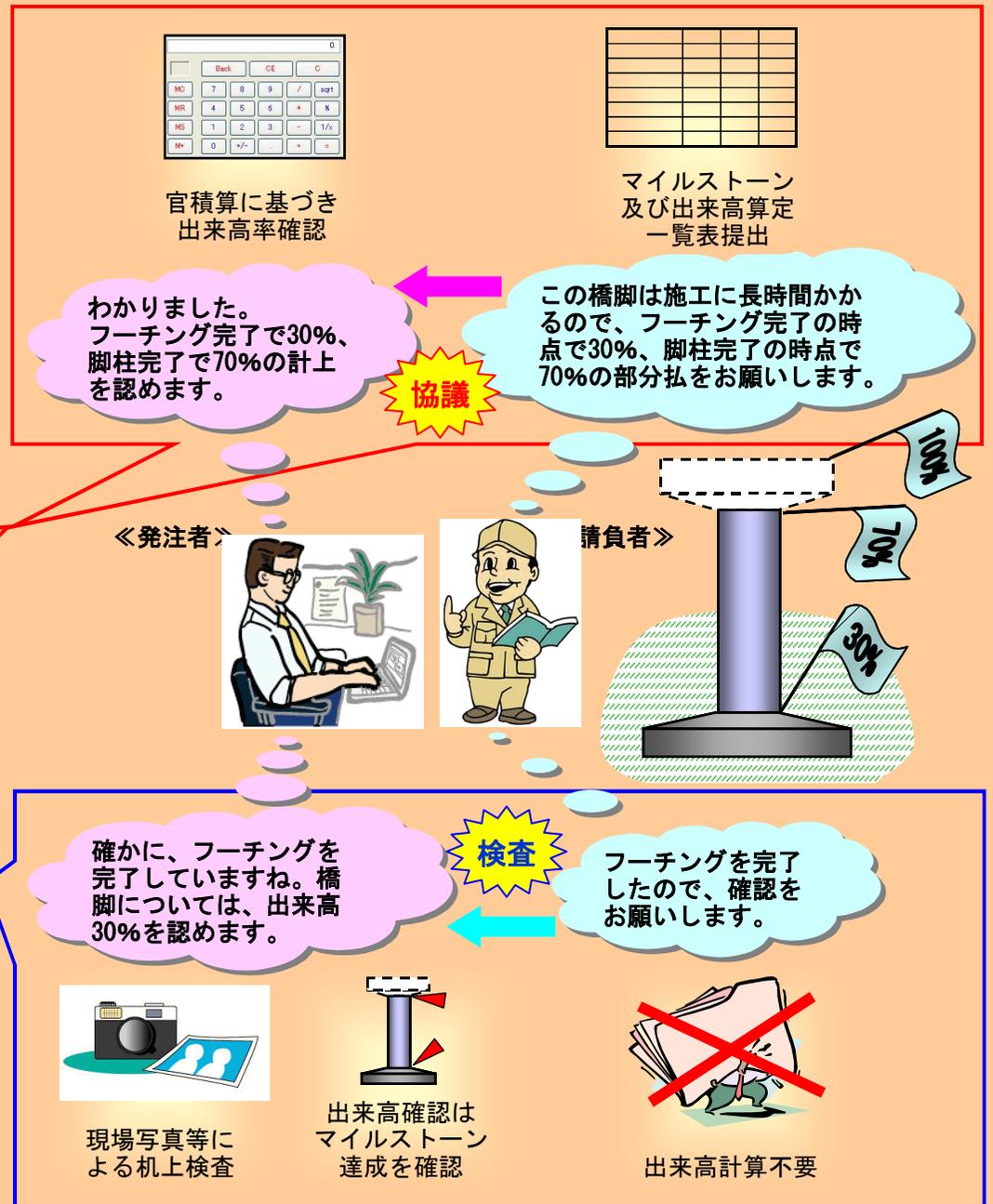
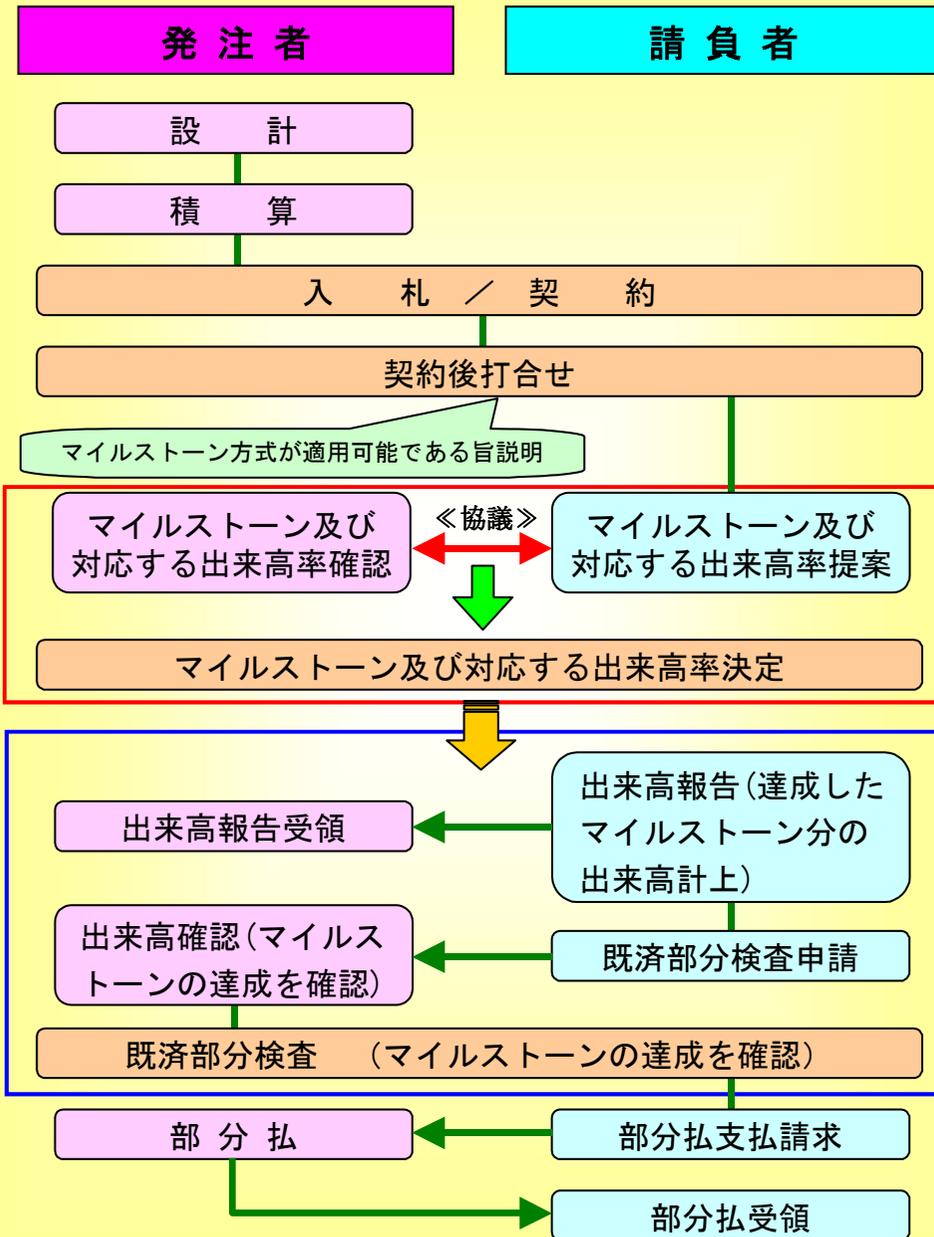
（記入例）

工種・種別・細別	規 格	単 位	単 価	数 量	金 額	構 成 比	マイルストーン及び 対応する出来高率	第 1 回部分払			第 2 回部分払			
								実 施 状 況	出 来 高 算 定	構 成 比 に 応 じ た 出 来 高	実 施 状 況	出 来 高 算 定	構 成 比 に 応 じ た 出 来 高	
作業土工	床掘り	m <sup>3</sup>	1,000	130	130,000	0.88	作業完了後、出来高 100%	未完	0%	0	完了	100%	0.88	
	埋戻し	m <sup>3</sup>	1,200	50	60,000									
既製杭工	鋼管杭	φ 0.8、 12m	本	720,000	6	4,320,000	20.08	作業完了後、出来高 100%	完了	100%	20.08	完了	100%	20.08
橋脚 躯体工		式		1	17,007,000	79.04	構造物の区切りの良いと ころで出来高率を設定 ①フーチング完了後、 出来高 30% ②脚柱完了後、 出来高 70% ③橋脚完了後、 出来高 100%	フーチ ングま で完 了	30%	23.712	脚柱 まで 完了	70%	55.328	
計					21,517,000	100				43.792			76.288	

- 注1) 上表は、請負者が作成し、単価欄及び金額欄以外を記入し、提出。但し、各部分払欄は、当初提出時には作成しない。  
 2) 提出された上表中、マイルストーン及び対応する出来高率を甲乙間で協議。協議後、請負者は協議結果に応じ記載を修正し、協議書に添付して甲乙が保管。  
 3) 請負者は、部分払のための既済部分検査申請毎に、上表に、対応する部分払欄を追加・記入し、提出。  
 4) 単価欄及び金額欄は、発注者が照査・確認のため使用。

# マイルストーン方式

## 手続きの流れ



## ■ 参考文献

- 参－1 設計変更に伴う契約変更の取扱いについて  
昭和44年 3月31日 建設省東地厚発第31号の2
- 参－2 公共工事の代価の中間前金及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について  
平成10年 11月27日 建設省厚発第47号  
建設省技調発第227号  
建設省営監発第84号
- 参－3 北陸地方整備局 検査の手引き  
(1) 設計変更に伴う契約変更の取扱いについて  
昭和44年 3月31日 建設省東地厚第31号の2  
(2) 設計変更に伴う契約変更の取扱いについての運用について  
昭和61年 4月15日 建北達第6号
- 参－4 中国地方整備局 平成13年度試行工事事用実施要領  
平成13年 7月11日
- 参－5 日本道路公団 土木工事及び維持修繕管理要領  
平成 9年 4月
- 参－6 同 土木工事共通仕様書  
平成13年 4月
- 参－7 本州四国連絡橋公団 土木工事共通仕様書  
平成13年 4月
- 参－8 同 土木工事における工事変更等取扱要領  
平成 7年 4月

